

原子力被災者の忍従と国民の経費負担による 手前勝手に無責任な「東電救済」策を許すな！

東電を破産処理し、発送電分離・電力地域独占解体へ進もう！
電力市場の完全自由化と送配電網の中立的な公的管理で、
再生可能エネルギーの飛躍的普及をはかろう！

これで大飯・高浜の耐震性は保証されるのか？
美浜原発直下の活断層を隠したのでは？
関西電力に問い直し、再稼働をやめさせましょう！

原発再稼働阻止・原発ゼロへ進むための討論集会

日時：2014年2月2日(日) 午後1時半～4時半

場所：市民交流センターひがしよどがわ
集会室(305)

(地下鉄御堂筋線「新大阪」下車 徒歩10分
JR東海道本線「新大阪」下車 徒歩5分)

内容：

- (1) 美浜直下の活断層疑惑と大飯・高浜原発の耐震性を斬る
- (2) 原子力被災者に被ばくと生活難を強いて「東電救済」など許せない

主催：若狭連帯行動ネットワーク

(連絡先：クボ 072-939-5660)

1967年には
美浜原発直下に断層
知っていた関電
どうして建設できるの？



大飯・高浜原発の再稼働を阻止し、美浜原発を廃炉にするため、関西電力へ一緒に公開質問状を出して追及しましょう。公開質問状の案は、2014年1月中旬にお届けします。共同提出団体になって、2月中旬(予定)の交渉に参加して下さい。

フクシマ事故から2年10ヶ月が経とうとしています
が、事故は全く収束していません。海への放射能汚染
地下水の流出が止まらず、このままでは、一層深刻な放射能汚染事故さえ防ぐことはできません。事

故処理作業にあたる労働者は「被曝要員」として命と健康を削りながら全面マスクの危険な作業に立ち向かっています。短期間のうちに線量限度(5年間100 mSv、年50mSv)まで浴びて使い捨てられ、危険手当

さえピンハネされる劣悪な状態を強いられています。しかし、東電幹部は「経営再建」しか頭にありません。「東京電力の経営再建」を前提とした廃炉・汚染水対策はすでに破綻しているのです。

国も、「東電に任せておけない」として多額の国費を投じて「国が前面に出る」と言い始めました。なし崩しの東電救済策です --- ちょっと待って下さい！

その前にフクシマ事故を引き起こした東京電力の責任、東電の原発推進を支えた金融機関と株主の責任、原発推進政策をとってきた国の責任は一体どうなっているのですか？まず、それを明らかにさせる必要があります。なぜなら、国民の巨額の税金を使うのですから。事故を起こした当事者が責任を取らないまま、国費投入を認めることなどできません。国が東電救済のため廃炉・汚染水対策を代行できるように特別措置法を定めるなどもってのほかです。

東電を破産処理し、金融機関に債権を放棄させ、株主に100%減資させることが先決です。現時点で、損害賠償に5~6兆円、1mSv以下への除染に最大5兆円、廃炉・汚染水対策に2兆円以上、合計13兆円以上が必要です。これに対し、事故後、東電に注入された資金は株式増資1兆円、交付国債5兆円、銀行融資2.5兆円、これに公募社債1.3兆円減を加味すると合計7兆円強に留まります。東電はすでに破産状態です。現時点で東電が破産していないのは、廃炉・汚染水対策費を切り詰めて事態を深刻化させ、作業環境を劣悪な状態に放置し、国への除染費弁済を滞らせることで予算施行を妨害し、損害賠償費を削ったり煩雑な証拠書類の提出を求めて引き延ばしたり補償を一方的に打ち切ったりして避難生活を苦しめ、債権取り立てが商取引のように強引に行われないことであぐらをかいているからです。そして、何よりも、東電に続いて事故責任を問われる政府が東電を破産させない方針をとっているからです。

今こそ、東京電力を破産処理し、発送電を分離して東電を解体すべきです。その上で、首相の責任で福島原発の廃炉・汚染水対策の抜本的な対策を講じるべきです。国会はそれを監視し、国民の前にその全過程を明らかにすべきです。その間、原発再稼働のための安全審査は凍結し、原子力規制委員

会をはじめ原子力に関わる人・モノ・金・情報のすべてを廃炉・汚染水対策に振り向けるべきです。

未来を担うべき子どもが最大の被害者に

「原発事故 子どもの心むしばむ」(2013.11.5東京新聞) --- 「子どもの多くは心の傷を負い、不登校として問題が表面化しているケースもある。事故直後、無理やり強いられた転校による引きこもり。2年半以上たっても避難生活の終わりが見えず、我慢の限界を超えて不登校になった子どもも目立ち始めている。」 --- 保護者が不安定な生活に追い込まれ、将来を見通せない中で、子どもたちの心は荒廃させられているでしょう。

親の将来を見通せるためにも生活の保証、賠償など経済的な不安を打ち消す対策が急務です。

しかし、東電は、あくまでも経営再建を最優先させ、新潟県の柏崎・刈羽原発の再稼働が必要不可欠とした再建計画を打ち出し、国もそれを支援しているのです。しかも、「再稼働できれば電気料金を10年間に1兆円引き下げるが、できなければ値上げする」との恫喝付きです。こんな破産者がいたのでしょうか？ さっさと破産処理すべきです。

東電破産処理で10兆円を捻出し事後処理に！

東電の2013年9月末資産は、固定資産12兆円、流動資産2.5兆円の計14.6兆円に上ります。東電破産処理で、金融機関の4.5兆円は債権放棄、株式の1.8兆円は100%減資、公募社債3.6兆円は減免させて10兆円以上の資産を確保し、損害賠償、除染、廃炉・汚染水対策に投じるべきです。

固定資産処分にあわせて発送電を分離し、送配電網の中立的な公的管理を実現し、国内最大の電力市場を完全自由化し、再生可能エネルギーを一挙に拡大すべきです。

電力システム改革をめざした電気事業法改正案が2013年11月13日に参院で可決成立しましたが、東電をはじめ電力会社は発送電分離に猛反対し、骨抜きにしようとしています。東電の破産処理でこの抵抗をそぎ落とせば、電力会社の政治力は激減し、徹底した改革への大きな流れができるでしょう。

原発推進の東電に融資し続けた金融は、 反省するどころか、フクシマ事故後も焼け太り

国も東電も事故の責任をとらないまま2年10ヶ月がたっていますが、東電に融資してきた金融機関は事故責任をとっているのでしょうか。答えは「否」です。

震災直後、国からの要請を受けて金融機関は、東京電力に無担保で1.9兆円の緊急融資をしていました。しかし、東電の資産処分や破産の可能性が出てくると、債権放棄を恐れ、一般担保付社債(私募債)への切り替えをこっそり進めていたのです。その額は2013年12月末に1兆円超に達します。12月末の融資総額4.5兆円の1/4を担保付きに変更し、債権保全を図っていたのです。実に姑息です。会計検査院報告でこれが公になるや「責任逃れだ」と批判され、来年から白紙に戻し、借り換え時に無担保融資へ戻すことにはなっていますが、何年かは担保付きのままです。すると、今度は4.5兆円で融資打ち止めを宣言し、今後は債権が保全される東電との合弁会社への融資に限るという対応に出ました。実にあくどいですね。

東電融資以外に、金融機関はフクシマ事故で焼け太りです。原子力損害賠償支援機構への1兆円融資(東電株買収費)や5兆円の交付国債引き受けで毎年数十億円の利息を稼ぎ、こちらは国の保証付きです。債権放棄のおそれはなく、フクシマ事故を反省するどころか、この事故を大いに利用する形で利息をせっせと稼いでいるのです。

ただでは起きない金融機関の恐ろしさを見せつけられます。懲りない金融機関には債権放棄の罰が必要です。

エネルギー基本計画で重要なベース電源と宣言

国家安全保障会議(日本版NSC)を設置し、特定秘密保護法を強硬可決させ、国家安全保障戦略(NSS)と防衛計画の大綱(新防衛大綱)など矢継ぎ早に反動攻勢を強める安倍政権は、2014年1月の閣議でエネルギー基本計画を策定し、「原発ゼロ」を封じ込め、「原発再稼働」をゴリ押ししようとしています。経済産業省の諮問機関は「エネルギー基

本計画への意見」(事実上の基本計画案)を報告し、原子力発電は「エネルギー供給構造の安定性を支える基盤となる重要なベース電源」だと明記し、「世界で最も厳しい水準の新規制基準の下で原子力規制委員会によって安全性が確認された原子力発電所について再稼働を進める」としています。原子力政策を進めてきた結果として重大事故を起こした歴代自民党政権の責任はどこへ行ったのでしょうか。世界最悪の原発3基で同時炉心溶融事故を引き起こしておきながら、「世界で最も厳しい新規基準」とはよく言えたものです。事故が収束すらしていないのに・・・。

電力会社は当面、運転歴30年未満の原発をすべて再稼働させようと企んでいます。30年未満の加圧水型原発12基すべてを再稼働申請しています。沸騰水型については、あろうことか、東電が柏崎・刈羽原発6・7号(ABWR)を再稼働申請しています。「再稼働できなければ電気料金を値上げする」との「恫喝」付きです。島根2号や女川2号など30年未満の残り16基も次々と再稼働申請されようとしています。これからの1年の闘いは重要です。原発の再稼働を何としても阻止し、原発ゼロに進まねばなりません。それが国民の総意なのですから。

原発の耐震性がこれから問われる

世界の面積の1%に満たない日本の周辺で、世界の1割の地震が起きています。政府の地震調査研究推進本部が2013年12月20日に公表した「全国地震動予測地図」に関する「今後の地震動ハザード評価に関する検討～2013年における検討結果～」によれば、全国原発で震度6以上の地震が起きる確率は、東海第二71.9%、浜岡71.6%を筆頭に、東通(26.1)、女川(29.3)、福島第一(20.3)・第二(47.0)が20%以上、柏崎・刈羽(15.9)と敦賀(13.0)が10%以上、川内(9.2)、美浜(7.8)、もんじゅ(7.2)、伊方(5.0)が5%以上、高浜(4.7)、志賀(0.7)、泊(0.3)、大飯(0.2)、島根(0.2)、玄海(0.1)の順に小さくなりますが、確率が0.0%となる原発はありません。しかも、「たとえ確率が低くても、安全とは限らない・・・活断層が見つからないなど、情報不足によって現時点では確率が



低くなっているという可能性もある。平均活動間隔の長い活断層で発生する地震の発生確率は、地震発生直前においてさえも低い。しかし、ひとたび地震が発生すれば、地震の規模によっては、大きな被害が生じることになることに注意が必要である。」と警告しています。

原子力規制委員会での「審査」はこれから基準地震動の本格的な評価に移ります。しかし、新規基準では、原発の活断層評価は少し強化されましたが、地震動評価は全く古いまま、緩いままです。

地震動評価法には主として①耐専スペクトルと②断層モデルの2種類があります。①は実際の地震観測記録に基づいた評価法ですが、この20年間に震源近傍で観測された地震データが集積されているのに反映されていないため「適用範囲外」だとして使われません。電力会社は「これを震源近くで使うと過大評価になるからだ」と言います。②は地震調査研究推進本部が用いている「断層長さから松田式で地震規模を求める」方法と比べて断層モデルでは地震規模が半分以下に小さく設定されるため、地震動が小さく評価されます。この問題点は公知の事実なのに、原子力規制委員会も見て見ぬふりをしています。

また、関西電力美浜原発1号機(福井県)が建設中だった1967年ごろ、1号機建設を受注した米ウェスチングハウス社の派遣した地質専門家が、敷地内断層(破碎帯)について「少なくとも2万年間動いていないが、数十万年以内には動いていた」などと報告書で危険性を指摘していたことが、当時の関電幹部の作成した記録で分かったと報道されました。関電は「鉄筋コンクリートで地盤を補強した」と伝えられますが、これで「補強」できたかと本当に考えていたと

すれば、とんでもありません。関電は、これらは正断層で、古い活断層だから大丈夫だと言い続けています。しかし、2008年岩手・宮城内陸地震では、古いと思われていた正断層が逆断層として活動しています。正断層だから活断層ではないとは言えません。

2014年早々にも、皆さんと共に、大飯・高浜・美浜の耐震性に関する公開質問状を作成し、関電に回答をもとめる取り組みをしたいと思います。そのため、2014年1月中旬には公開質問状素案を作成して皆さんに送り、意見を求め、共同提出団体を広げたいと思います。また、2月2日(日)に討論集会を開き、内容について検討したいと思います。ぜひ、ご参加をお願いします。 --- 新しい年に向けて ---

米専門家、40年前に警告 美浜原発の敷地内断層

2013/12/05 中日新聞・朝刊より

関西電力美浜原発1号機(福井県)が建設中だった1967年ごろ、1号機建設を受注した米ウェスチングハウス社が派遣した地質専門家が、敷地内断層(破碎帯)について「少なくとも2万年間動いていないが、数十万年以内には動いていた」などと報告書で危険性を指摘していたことが4日、当時の関電幹部が作成した記録で分かった。

関電は念のため鉄筋コンクリートで地盤を補強し、断層直上に重要施設が入る原子炉補助建屋を設置。その後、2、3号機増設が続いた。

原子力規制委員会の有識者調査団は7、8日に美浜原発で敷地内断層を現地調査する。

活断層かどうかの認定は、78年策定の原発耐震指針では「5万年前以降」の活動の有無を目安にしていた。現在の基準は13万～12万年前以降を目安として、最大40万年までさかのぼって確認し、安全性重視で判断するよう求めている。

関電建設部次長だった大野大明氏が69年、発電水力協会(当時)の会誌「発電水力」に投稿した記事によると、67年3月に来日した地震専門家J・スミス氏が調査報告書を作成し、関電に提出した。

報告書は、1、2号機の間で見つかり、関電が「死断層」とした破碎帯は「このサイト(原発)で判明している限りでは最大の断層。もっとも変動を起こしやすかったし、将来においても同様であろう」と警告。当時はまだ知られていなかった活断層「白木-丹生断層」の存在も指摘し、「サイトの東約0.5キロにあり、サイト層よりむしろ動きやすい」「かなり活動度が高く、地表断層を引き起こすに足る」などと評価していた。

やめろ！被災者に被ばくを強要し、国民負担を増やす東電救済策！ 東電を破産処理し、東電・金融機関・株主に事故責任をとらせろ！ 原子力政策を推進してきた国の責任で、原子力被災者を救済し、 廃炉・汚染水対策に全力投入せよ！ 「原発ゼロ」へ政策転換を！

東京電力と安倍政権は、何としても東電を救済し、何とか原発の再稼働にこぎつけようと画策しています。そのため、原子力被災者に対しては放射線被曝と生活苦の受忍を迫り、国民に対しては電気料金値上げと一層の税負担を迫ろうとしています。

東京電力と原子力損害賠償支援機構が作成中の総合特別事業計画(東電再建計画)の中にそれが全面的に盛り込まれ、安倍政権はそれを承認しようとしています。フクシマ事故の責任を東京電力はとっていません。東京電力による原発推進を資金面で支えた金融機関も株主も同罪です。原子力推進政策の結果としてフクシマ事故が起きたにもかかわらず、政府はその責任をとらず、原発ゼロを望む国民の多数の声を踏みにじり、原発再稼働へ巻き返そうとしています。

「東電救済」か、「東電破産処理」か --- それは、フクシマ事故を教訓として原発ゼロへ進むのか、それとも原発再稼働から原発依存社会へ復帰するかの試金石です。

政府与党(自民・公明)が11月提言を出し、安倍政権が東電救済策に乗り出したとみるや、東京電力は図に乗って、恥も外聞もなく、自分から一層大胆な東電救済策を次のように要求し始めています。

第1に、東電への交付国債による資金援助額を5兆円から9兆円へほぼ倍増させること、利益が出た後の東電の年返済額(特別負担金)に500億円/年の上限を設けること、結果として、国税による利息負担が約1100億円にも膨れあがるのを容認すること。

第2に、除染費に上限(国は2.5兆円を提示)を設定し、それを超える分および「汚染土壌等を30年以上保管する中間貯蔵施設」の建設・管理費1.1兆円は国負担とし、汚染土壌等の最終処分について東電は一切責任を負わないこと(政府与党は除染費を抑えるため、除染基準を「1mSv/年未満」から「1～

20mSv/年の間」へ緩和し、「場の線量」より低く出る「個人の線量」を使って一層緩和しようとしています)。

第3に、2013年7月までに柏崎・刈羽原発6・7号の再稼働を認めること、再稼働すれば電気料金を段階的に引き下げるが、再稼働しない場合には電気料金の再値上げを認めること(2013.12.16朝日新聞)(東電は原発再稼働を前提とした値上げ審査をパスしているため、再稼働できない場合には公聴会開催等の簡単な手続きで値上げが認可されます)。

第4に、経営再建にめどがたった段階で、国保有の1兆円の東電株を売却し、その売却益(900円/株で約2兆円)を東電の除染費負担分の補填に充てるのを認めること。

第5に、福島第一原発1～4号炉の廃炉・汚染水対策は東電だけではどうにもならないので、国家プロジェクトとして国が前面に立って取り組むこと。

まるで、フクシマ事故を引き起こした責任は東電にはなく、こんな破産状態に陥った東電を一日も早く再生するのは国の責任であり、国が全面支援するのは当然だと言わんばかりの「救済要請」です。

原子力被災者への損害賠償額は現時点で5～6兆円、除染費は1mSv/年以下へ除染するには最大5兆円、廃炉・汚染水対策は現時点で2兆円以上、合計13兆円以上と見積もられています。これに対し、事故後、東電に注入された資金は東電株増資1兆円、交付国債5兆円、銀行融資約2.5兆円、公募社債は1.3兆円減であり、合計7.2兆円になりますが、これだけでは到底まかなえません。交付国債の倍増などさらなる支援がなければ直ちに破産です。

なぜ、東電を破産させないのでしょうか。それは、フクシマ事故の責任＝東電・金融機関・株主・国の責任を曖昧にし、原発を再稼働させて原発依存社会へ戻るためです。こんな理不尽は許せません。今こそ、東電を破産処理させ脱原発社会へ進みましょう。

東電の破産処理から原発ゼロへ

「東電を破産処理すべき」との声は少なからず自民党内部や財務省内部にもあります。形だけにせよ、何らかの「責任」を東電にとらせなければ、「国税で東電を救済することになり、国民の合意は得られない」からです。そのため、さまざまな「責任」のとらせ方が提示されており、その典型的なものが表1の3つです。古賀氏の主張は鮮明で、「東電は破産処理させ、金融機関は債権放棄させ、株主は100%減資させる」というものです。これが当然の主張であり、国民の多数意見ではないかと思えます。

東電の2013年9月末の資産は固定資産が12兆円、流動資産が2.5兆円、合計14.6兆円に上ります。2013年12月末で4.5兆円になる金融機関の融資は一般担保付私募債化した分を含めて債権放棄させ、1.8兆円の株式は100%減資にすべきです。株式には1兆円の国有株も含まれますが、仕方がありません。3.6兆円公募社債については、他の債権者に優先して弁済を受けられる権利がついていますので、債権放棄とはいきませんが、減免措置を講じるべきです。事故当時の東電経営者にも責任をとらせ、10兆円以上の資産を確保して、今後の損害賠償費、除染費、廃炉・汚染水対策費に充てるべきです。

東電の資産処分にあわせて、発送電を所有分離し、送電網は中立的な機関による公的管理を行うべきです。そうすれば、国内最大の電力市場で発送電分離が実現し、再生可能エネルギーを普及させ、スマートグリッドによる自律分散型の新しい電力ネットワークが構築でき、新しい産業と地域コミュニティが育成できます。福島第一原発に続いて、福島第二原発と柏崎・刈羽原発を廃炉にし、原発ゼロへ大きく前進すべきです。

表1にある、これ以外の「大胆なリストラ」や「企業分割による破産処理」は、東電の責任を中途半端にしか問わず、金融機関や株主の責任をほとんど問わないものになります。とくに、送電網を原発とくっつけて残すのは最悪の選択肢です。なぜなら、八木関電社長が主張しているように、また、表2の経団連の21世紀政策研究所の提言にあるように、原発

は送配変電網の巨額資産によって巨額の投資と利益を保証されているからです。

このように、東電の破産処理は原発ゼロへの前進と直結しています。だから、東電や政府は必至になって「破産処理」を妨害しているのです。

フクシマ事故で暴利をむさぼる金融機関

フクシマ事故直後に国からの依頼もあって東電に約2兆円の緊急融資をした三井住友・みずほ・三菱東京UFJ銀行など表3の主取引銀行には情状酌量の余地があるのでしょうか。いえ、全くありません。主取引銀行をはじめ金融機関は、東電と同様にフクシマ事故を引き起こした責任を問われますし、東電支援の裏で暴利をむさぼり続けているからです。

第1に、東電への融資はすべて無担保でしたが、主取引銀行は、東電破産に備えて2012年8月以降、借り換えや新規融資時に一般担保付社債(私募債)への転換をこっそり進めていました。東電破産時に主取引銀行だけ優先的に弁済を受けられるよう債権保全を図ったのです。報道によれば、私募債化は、2013年12月末には融資総額4.5兆円の約1/4、1兆円超にもなるようです。

ところが、「それは金融機関の責任逃れだ」との声が高まったため、東京電力と原子力損害賠償支援機構は来年以降、私募債化を白紙に戻し、借り換え時に順次、無担保融資へ戻すよう要請しています。体力のある主取引銀行は、フクシマ事故後もなお、社内的には東京電力を「正常先」扱いにしており、同要請を受け入れると見られていますが、その背景には「純資産が多く、総括原価方式による電気料金値上げで黒字化できる」(大手銀幹部)、「国のサポートがあり、つぶれることはない」(金融庁関係者)との判断があるようです(2013年12月16日朝日新聞)。

第2に、無担保化と引き替えに、東京電力への融資総額を4兆5千億円(77社)で打ち切り、来年以降は借り換えだけにすることで、これ以上の無担保融資を拒否しています。その上で、東電による火力発電所建設やガス事業拡大への融資は東京電力が他社とつくる合弁会社に行くことで債権の保全を図ろうとしています。よくもまあ、悪知恵が働くものです。

表1. 東京電力・金融機関・株主に対するフクシマ事故の責任のとりせ方(破産処理からリストラまで)

	古賀茂明(元経済産業省官僚) (エコノミスト2013.11.26)	中村稔(週刊東洋経済)・ 野村修也(中央大学法科大学院教授、国会事故調委員) (東洋経済2013.12.9, 12.14)	橘川武郎(一橋大学教授) (エコノミスト2013.11.26)
東京電力	破産処理 破産処理し、原発と送配電部門以外売却。送配電部門は将来分割して再上場し、国が資金を回収。損害賠償債権は国が負担。	企業分割による破産処理 事故処理専門会社を設立し、新生東電から切り離し、株式・債権を2社へ切り分け、事故処理専門会社を破産処理し、国有・国営化する。新生東電では、できるだけ資産売却してスリム化し、発送電分離も徹底し、原発を手放すことも考えられる。損害賠償債権は新生東電が引き継ぐか、事故処理専門会社へ割り振り新生東電が負担金として支払う。	大胆なリストラ ピーク調整用の揚水発電と最低限の石油火力発電以外の発電を売却し、売却益を賠償・除染・廃炉対策費へまわし、送配電・小売り部門だけのネットワーク運用会社として再出発。
金融機関	破産処理に伴い、債権放棄。	震災直前の銀行債権1兆9765億円を事故処理専門会社へ割り振り、放棄させる。震災後の融資・一般担保付社債(私募債)約2兆円と公募社債3.7兆円は新生東電の債権に割り振り、継承。	全債権をそのまま継承。
株主	破産処理に伴い、100%減資。	株主は事故処理専門会社と新生東電の両方の株式を所有し(人的分割)、事故処理専門会社の株式は100%減資する。事故処理専門会社に必要な資産を切り出す、その割合で既存する株式の割合が決まる。	全株式をそのまま継承。
柏崎刈羽	原発は国が責任を持って廃炉を進める。	東北電力へ譲渡する手もある。	ABWRの6・7号炉は日本原電へ売却、他は東北電力へ売却、または国有化して東北電力に運営委託

注1) 東京電力の資金調達状況:

	金融機関借入れ	金融機関私募債	社債市場公募債
2011年3月11日	1兆9765億円	—	5兆740億円
2011年3月末	3兆8756億円	—	4兆9740億円
2012年3月末	3兆8158億円	—	4兆4251億円
2013年3月末	3兆4593億円	7264億円	3兆6772億円

社債には「担保付社債」と「無担保社債」があり、担保付社債には「一般担保付社債」と「物上担保付社債」がある。**一般担保付社債**とは、特定の担保を付けなくとも、社債権者が社債の発行会社の全財産について、他の債権者に優先して弁済を受けられる権利(一種の先取特権)のついた債券のことをいい、電気事業法では**電力債**という。物上担保付社債は、社債発行会社の保有する土地・工場・機械設備など特定の物的財産に担保が付けられている債券のことをいう。また、公募債と私募債に区分され、公募債は不特定多数(50名以上)の一般投資家に販売する社債、**私募債**は少数特定(50人未満)または金融機関所属の機関投資家に発行する社債をいう。

注2) 金融機関は、震災前は東京電力に無担保融資をしていたが、震災後に東電の赤字が続くと、2012年8月以降、資産処分や破産処理に備えて返済期限のきた無担保融資から順次、一般担保付社債(私募債)への切り替えを進め、2013年9月末現在で私募債化した融資は8156億円になる。2011年3月に無担保緊急融資した1.9兆円のうち1兆円以上は7~10年の長期融資だが、他は3~6年で2014年に返済期限がくるため、これらの私募債化も計画していた。また、2012年度に1兆円の追加与信をしており、2013年12月末に2000億円借り換えと3000億円新規融資を予定しているが、これらを私募債化すれば、私募債化融資は1兆円超になる。さらに、金融機関は、東電が持ち株会社化した場合に資産を有する子会社の連帯債務を求めていた。しかし、これらが「責任逃れだ」と批判されると、来年度以降は、借り換え時に無担保融資へ戻す方向であり、連帯債務も送配電会社に限る方針を受け入れる方向である。

注3) 2013年9月末現在の固定資産12兆円のうち、送変配電設備4.7兆円、火力設備0.8兆円、水力設備0.6兆円で、原子力関連資産は、原発設備0.7兆円、核燃料0.8兆円、使用済燃料再処理等積立金1兆円、未収原子力損害賠償支援機構交付金0.7兆円の計3.3兆円、建設仮勘定及び除却仮勘定の1.1兆円の内数を含めても、4兆円程度であり、固定資産の1/3程度に過ぎない。流動資産2.5兆円の案分法にもよるが、事故処理専門会社への資産移行は5~6兆円、全資産の3~4割に留まる。「**企業分割による破産処理**」案では、事故処理専門会社へは3~4割しか資産移行しないので、株主責任は3~4割、金融機関責任は1/2程度に留まる。柏崎・刈羽原発の売却益が新生東電に入るのであれば、資産移行は半減する。「**大胆なリストラ**」案では、資産の4割を占める送変配電設備を維持し、柏崎刈羽原発を含めた発電設備の売却益も入り、金融機関も株主も債権はすべて保全され、誰も責任をとらない。

表2. 東京電力による総合特別事業計画の見直しと自民党・公明党および経団連21世紀政策研究所の提言

	東京電力による総合特別事業計画の見直し (収支計画は週間東洋経済2013.12.14)	自民党・公明党2013年11月提言「原子力事故災害からの復興加速化に向けて～全ては被災者と被災地の再生のために～」	経団連21世紀政策研究所2013年11月政策提言「原子力事業環境・体制整備に向けて」
東京電力のリストラと分社化・持株会社化	2013年度末までに3600人削減し、3万6000人体制へ(2012年度に1000人超の希望退職を募集) 現再建計画6.6兆円から1.9兆円削減し、1.9兆円を10年間に重点投資 7400億円:汚染水対策など 4000億円:柏崎・刈羽新基準対応+スマートメータ・送配電網増強 7500億円:国内外戦略投資 火力発電、送配電、小売り、廃炉センター(福島第一原発)を分社化、2016年度に持株会社へ移行。 柏崎刈羽原発再稼働を前提とした収支計画で連結経常利益黒字化。 2013年度 約250億円(現計画では2011年度▲4369億円、2012年度▲3736億円、2013年度 916億円黒字化) 2014年度 約1600億円 2015年度 約1700億円 2016～17年度社債再発行を目指す 福島第一全基廃炉、福島第二未定	(フクシマ事故発生を責任を棚上げにして、廃炉・汚染水対策における「責任の所在」=「責任分担」を明確にし、その下で「実施体制」の明確化を図ろうとしている。) 除染費の削減・一部国負担 「復興のインフラ整備・生活環境整備という公共事業的観点から」除染費の一部国負担を提唱。その際、「1mSv/年は長期目標」であり、「1～20mSv/年という範囲のいかなるレベルの個人被ばく線量も許容しうる」というIAEAの助言をベースに除染水準を緩和し、「場の線量」から「個人の線量」へ線量基準を変更して除染費を削ろうとしている。(除染の線量基準はあくまで「場の線量」で行い、その上で「個人の線量」に基づいて健康管理・医療保障を行うべきである。) 中間貯蔵施設建設・管理費 「30年にわたって安定的に継続する事業であり、国が責任を持って管理し、最終処分場に搬出する必要がある。」とし、全面的な国負担を提唱。 廃炉・汚染水対策	「東京電力の平成23年度末の電気事業固定資産の合計は7.4兆円であり、そのうち送変配電資産が5兆円を占めている。それに対して、原子力発電は0.7兆円に過ぎない。すなわち、営業キャッシュフロー(=利益+減価償却費)は送変配電資産の巨大な償却費の「裏側」に発生しているのである。ところが、送変配電資産はその拡大が止まっており、さらに更新投資も比較的機械的に行われていくことから、投資キャッシュフロー対営業キャッシュフローの比率は平準化されている。これまで、 原子力発電所を建設し安全対策への投資を継続して実施できた理由は、発送電一貫体制の下でキャッシュフローの内部平準化が行われてきたからなのである。 今後、原子力政策についての抜本的な見直しが行われないまま、 法的分離が各社ごとの区分経理、そして所有分離にまで進むことにもなれば、原子力発電に対するファイナンスが行き詰まることは明確 であり、電力システム改革と原子力政策との調整が必要」とし、原発への特別措置を提言。
金融機関	分社化時に連帯債務は送配電会社のみとし、火力と小売りは免除を求め。一般担保付社債1兆円超に対し借換時の無担保化を求め。	「国がより一層前面に立たなければならない局面を迎えるに至っているという認識に立ち・・・『総力戦』で国家プロジェクトを完遂」するため、「 国の法的立場を明確 にした上で、必要な資金の拠出や実施体制への関与のあり方・規模を早期に明確化すること。」「東電の廃炉事業部門を社内分社化することをはじめ、完全分社化する、独立行政法人化する等の様々な議論があるが、明確かつ実現可能な体制を構築すべく検討を行い、早期に結論を得ること。」を提唱。 「国が関与する大前提として、まずは東電自らの努力、さらにはより一層の徹底した合理化を進めることを含め、厳しい自己改革が必要である。」	
柏崎刈羽原発	2014年7月 6・7号(ABWR)の再稼働 2015年春 1・5号(BWR)の再稼働 2016年度までに2・3・4号の再稼働 再稼働で電気料金値下げ、できなければ再値上げ(2012年4月に企業14.9%、9月に家庭8.46%値上げ)	「東電が、賠償・除染等の負担によってエネルギー安定供給に支障が生じることのないよう、負担金の円滑な返済の在り方についても検討する必要がある。」と負担金の上限設定等に理解。	
国への要求	原子力損害賠償支援機構の資金援助5兆円の倍増と特別負担金に500億円/年の上限設定を要求。 廃炉・除染費一部国負担を要求。 国は除染費2.5兆円上限で調整、廃炉・汚染水対策は国プロジェクトとして実施する計画。		

注1)放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染費1.8兆円、同法前の緊急除染実施分約2000億円、汚染ガレキ処理費用を入れて約2.5兆円を東電負担の除染費総額として国は2013年12月12日、東電と調整に入った。産業技術総合研究所の試算によれば、1mSv以下へ除染するには最大約5.1兆円、5mSv以下なら最大約3兆円、国の把握しているその他試算では、10mSv以下へ除染するには1.5～1.8兆円(ロイター2013.11.12)だという。

第3に、東電への5兆円の交付国債を主取引銀行等が引き受けることで、税金(一般会計)から利息約26億円/年を吸い取っています。会計検査院の2013年11月会計検査報告書によれば、表4のように返還納付方法で利息は異なり、31年返済の①で794億円、17年返済の②で450億円、14年返済の③で374億円にもなります。東電の主張する23年返済の④では約600億円にもなります。交付国債が9兆円にほぼ倍増されると、利息もほぼ倍の1100億円にもなります。

第4に、東電株のうち1兆円分は国有ですが、原子力損害賠償支援機構が金融機関から政府保証付借入れ(うち3000億円は2013年度以降政府保証債)で東電に増資しており、金融機関は毎年十数億円(2012年度は12億円)の利息を得ています。この利息は電気料金に含まれる一般負担金から機構経費として支出されています。

このように、主取引銀行など金融機関は10.5兆円以上、交付国債が倍増されれば15.5兆円以上を東電に融資することになりますが、東電破産時の無担保リスクを負うのは4.5兆円に留まり、あとの5.5～10.5兆円以上はきちんと担保され、税金や電気料金から利息分を吸い上げ続けているのです。金融機関は、「安倍政権は東電を破産させないだろう」と高をくくり、原発再稼働を狙う東電をこれまで通り支援し続けています。フクシマ事故への反省のかけらもありません。東電を破産処理へ追い込み、金融機関に4.5兆円を全額債権放棄させるべきです。

福島復興を隠れ蓑にした東電救済を許すな

安倍政権は、歴代自民政権が原発推進策をとってきた結果として事故が起きたにもかかわらず、その責任を棚上げにして、「福島復興」を口実に東電の要請を全面的に受け入れ、なりふり構わぬ東電救済策を取ろうとしています。12月20日の原子力災害対策本部で打ち出された救済策は以下の通りです。

①東電の損害賠償・除染費への資金援助総額(交付国債総額)を5兆円から9兆円へ倍増。

②東電負担除染費の上限を2.5兆円に設定。

③汚染土等の中間貯蔵施設建設費1.1兆円の国負担(ただし、原子力損害賠償支援機構から東電に約

表3. 金融機関主要11社の東京電力への融資額

金融機関	融資額(割合%)
三井住友銀行	9,900億円 (22)
みずほ銀行・みずほ信託銀行	7,700億円 (17)
日本政策投資銀行	7,600億円 (17)
三菱東京UFJ・三菱UFJ信託銀行	7,000億円 (16)
三井住友信託銀行	3,900億円 (9)
日本生命保険	1,800億円 (4)
第一生命保険	1,700億円 (4)
明治安田生命保険	900億円 (2)
住友生命保険	400億円 (1)
主要11社の合計	4兆1,000億円 (91)
融資総額(計77社)	4兆5,000億円(100)

出典：2013年12月16日朝日新聞(銀行の内部資料から、2013年12月末時点の見通し(概数)。みずほと三菱はグループ合算)

表4. 交付国債5兆円の返還納付想定

	東京電力		原子力事業者
	特別負担金	一般負担金	一般負担金
①	0円	1兆7,441億円 567億円/年	3兆2,558億円 1,063億円/年
②	2兆2,626億円 1,381億円/年	9,564億円 567億円/年	1兆7,808億円 1,063億円/年
③	2兆7,426億円 2,072億円/年	7,893億円 567億円/年	1兆4,679億円 1,063億円/年
④	1兆1,737億円 500億円/年	1兆3,310億円 567億円/年	2兆4,953億円 1,063億円/年

注：会計検査院の2013年10月会計検査報告書によれば、東京電力の特別負担金納付ケースにより次の3通りを想定している。①：特別負担金はゼロ、一般負担金だけで返済する場合(2044年度まで31年間)、②：税引前当期純利益の1/2を特別負担金とする場合(2030年度まで17年間)、③：同3/4を特別負担金とする場合(2027年度まで14年間)。④は東京電力が「再生への経営方針」(2012.11.7)で特別負担金を500億円/年、2035年度まで23年間の納付想定をしたもので、①と②の間になる。一般負担金率は2013年度の値をそのまま用いている。「原子力事業者」とは東電を含む9電力・日本原電・日本原燃である。

1.1兆円を資金交付して建設・管理させ、この資金については東電に返済を求めず、エネルギー特別会計(電源開発促進税)から同機構へ長期間かけて補填するという国民には見えにくい支援方策をとる。

④東電再建にめどが立った時点(2020年代後半から2030年代)で国有株1兆円を売却し、売却益(1株900円で2兆円)を東電の除染費負担分へ補填(国が株式売却益を国庫に入れず株式発行会社に入れるというは前例のない救済策：2013.12.17朝日新聞)。

⑤国が前面に出て、「国家プロジェクト」として廃炉・汚染水対策を実施。

今回の国による東電救済策で特徴的なことは、①～③で損害賠償・除染費に上限を設け、東電を免責するような動きが見られることです。また、④で将来の国保有株売却まで公言して破産処理の芽を摘み取ろうとしていることです。⑤に至っては、「東電救済と批判されない国費投入」という非常に制約され歪んだ対策にならざるを得ません。その典型が「凍土遮水壁」です。短期間のトンネル工事などでしか実績がないにもかかわらず、4基の原子炉・タービン建屋を全長1.4kmの凍土壁で囲み、何年も凍結させ続けるという世界的にも前例のない工事です。「普通の工事なら東電がやるべきだが、高度な研究開発という名目なら国費を投入できる」というのが凍土壁が選ばれた理由です。しかも、公募に応札したのは鹿島・東電連合だけで、落札した東電と鹿島が工事で稼ぐのです。なぜ、こうなるのでしょうか？

実は、「国費による東電救済」は、加害者責任負担や汚染者負担の原則に反するため、国が東電に代わって前面に出るには法的な位置づけを明確にしなければなりません。そのため編み出されたのが「福島復興・再生を加速化させるための除染」とか「世界最高水準の廃炉技術開発」とかの理由付けなのです。だから、凍土遮水壁が選ばれ、「国費を投入できる廃炉・汚染水対策」が模索されるという極めていびつな状態が続くのです。これで本格的な対策がとれるのでしょうか？東電を破産処理し、原子力政策を推進してきた国の責任を明確に認め、国の責任で原子力被災者を救済し、福島第一原発の廃炉・汚染水対策を何の制約もなく本格的に担う以外にないのではないのでしょうか。

安倍政権は、東電を破産処理する代わりに、東電に「徹底したリストラ」を求め、資産処分を睨んだ分社化・持ち株会社化を進めさせ、何らかの形で東電に「責任」をとらせることで、手打ちをしようと目論んでいます。分社化に際して、主取引銀行に「連帯債務は送配電会社に限り、火力発電会社と小売会社は免除する」よう求めているのは、東電本体から火力発電会社等を「資産処分」して切り離す準備だと

も言えます。また、東電は福島第一5・6号炉を廃炉にし、福島第一原発全体を「廃炉カンパニー」として分社化する計画ですが、国はここを「世界最高水準の廃炉技術センター」と位置づけて国費を投入しようと画策しているのかもしれませんが。

原発事故さえなければこんなことにはならなかった

南相馬市小高区を出て7カ所目の避難生活を続ける諸星公雄さん(62)は2012年4月、母キヨさん(享年86)を失った。南相馬市の仮設住宅で、手足が動かなくなり、口を真一文字に結び、呼びかけにも応えなくなった。諸星さんが支えなければ座ることもできない。介護サービスは震災後も混乱続きの市に余裕がなく、一人で介護を続けた。2012年3月末、キヨさんが倒れた。諸星さんは入院を希望したが、「人手不足」とも言われ、帰された。その後、せき込むようになり、通院すると今度は「肺炎で手遅れ」と告げられた。4月6日、キヨさんは亡くなった。「介護を受けられていれば」「入院できていれば」。悔いばかりだが、市や病院を恨む気持ちはない。「誰もが被災し、必死だった。原発事故さえなければこんなことにはならなかった」(2013.12.17毎日新聞)

諸星キヨさんのように、震災・原子力災害による避難生活の中で適切な治療が受けられずに病状を悪化、発病、あるいは、心のバランスを崩し自死に至った人など「震災関連死」は、2013年11月30日現在、福島県内で1605人に達し、地震・津波による県内直接死者数1603人を超えました。1995年の阪神・淡路大震災での関連死919人をも大幅に上回っています。認定審査中の事案もあるため今後も増える見込みと伝えられています。

このような原子力被災者の実態を、東電社長・幹部、政府閣僚・与党幹部は知っているのでしょうか。加害責任を感じない者には被害者の悲痛な叫びなど聞こえないのかもしれませんが。フクシマ事故の責任をとるどころか、柏崎・刈羽原発の再稼働で東電の再建を図るなど、とんでもありません。再稼働できなければ電気料金値上げも辞さないという東電の姿勢は、何ら反省していない証拠です。

東電を破産処理させ、原発ゼロへ政策転換させ、国の責任で原子力被災者を救済させましょう。

原発再稼働が当面最大の焦点 --- エネルギー基本計画

**原発再稼働を許さず、もんじゅ廃炉・再処理工場閉鎖の声を拡げ、
脱原発・再生可能エネルギー推進のエネルギー政策へ転換させよう！
フクシマ事故の責任をとり、東電を解体し、電力自由化・発送電分離を！**

「原発ゼロ」の国民の声を無視した 「エネルギー基本計画に対する意見」

経済産業大臣の諮問機関の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会は2013年3月15日から12月13日まで16回の審議を経て、12月13日に「エネルギー基本計画に対する意見」（「エネルギー基本計画案」）をとりまとめました。これに基づき、政府は、関係閣僚会議での議論を経て、新しい「エネルギー基本計画」を2014年1月にも閣議決定しようとしています。

その柱は次の4点です。

- ① 今後も原子力発電が「エネルギー需給構造の安定性を支える基盤となる重要なベース電源である」ことを国として宣言し、フクシマ事故以降の「原発ゼロ」への流れから脱却すること。
- ② 「世界で最も厳しい水準の新規制基準の下で原子力規制委員会によって安全性が確認された原子力発電所について再稼働を進める」と宣言し、新規制基準や原子力規制委員会への新たな幻想を振りまき、原発全面停止状態から早く脱却すること。
- ③ 本命の高速増殖炉開発路線が破綻したことを認めながら、目的が曖昧なまま核燃料サイクル政策を「引き続き着実に推進する」と宣言し、六カ所再処理工場を閉鎖せず竣工に向かって進むことを謳いあげること。
- ④ 小泉元首相の「即時原発ゼロ」発言に対抗し、行き詰まって全く進まない高レベル放射性廃棄物最終処分場の立地選定について、国が「科学的により適性が高いと考えられる地域を示す」方式へ転換して強引に進めることを宣言すること。

「原発ゼロ」を望む声が国民の圧倒的多数であること、それは自民党が等が多数を制した参議院選挙でも顕著に現われていたことから、安倍政権といえ

ども、真っ正面から、これまでのような原発推進政策を打ち出すことはできず、「原発依存度については可能な限り低減させる。」「必要とされる規模を十分に見極めて、その規模を確保する。」と婉曲的な表現をとらざるを得なかったようです。しかし、「原発新增設を進めることを明記せよ」と自民党内から言わせ、インフラ輸出の対象の中に原子力を含めて原発輸出を目論みトルコ等への原発売り込みにいそしむなど、実質的な巻き返しを進めています。「原発依存」路線への回帰を許さず、「原発ゼロ」路線へ引き戻さねばなりません。

「原発ゼロ」は国民多数の声です。2011年3月のフクシマ事故後、国民的議論を経て、エネルギー・環境会議が2012年9月14日、「2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入する」という「革新的エネルギー・環境戦略」を決定し、民主党政権は2012年9月19日、この戦略を踏まえて「今後のエネルギー・環境政策」を「遂行する」と閣議決定したのです。その意味では、「2030年代原発ゼロ」は国民全体の声であり、政権はそれに従うべきです。しかし、2012年末の参議院選挙で圧倒的多数を獲得し成立した安倍政権は、この閣議決定を反古にし、「ゼロベースで見直す」と公言し、経済産業省にエネルギー基本計画の見直しを指示したのです。しかも、「原発ゼロ」の民意に反し、基本政策分科会の審議委員の15人中13人を原発維持・推進派にして「審議」を進めたのです。フクシマ事故を起こした責任をとるべき、「原子力ムラ」の人たちが、何ら事故の責任もとらず、大きな顔をしてまとめたのが「エネルギー基本計画に対する意見」なのです。

フクシマ事故の責任を明らかにせず、 福島再生・復興が出発点？

「エネルギー基本計画への意見」の「はじめに」で

は、「東京電力福島第一原子力発電所事故の発生を深く反省し、最優先課題として福島の再生・復興に全力で取り組んでいくことが、エネルギー政策を再構築することの出発点となる。」としています。つまり、「反省」はするが、原発事故を引き起こした東電と政府の「責任」は問わないというのです。そして、「廃炉・汚染水対策、原子力賠償、除染・中間貯蔵事業が迅速かつ円滑に行われるよう、福島の再生・復興加速化のため国が前面に出ることとし、果たすべき役割を果たしていく。」と、国が前面に出ることを明言し、「国と東京電力の責任の所在を明確化する」というのです。この「責任」とは「復興のための役割分担の責任」であり、事故責任については「不明確なままに放置するのです。

原発は「基盤となる重要なベース電源」と明記し、再稼働を目指す、エネルギー割合は示せず

原発については、「基盤となる重要なベース電源」と位置づけています。「エネルギーミックス(電源構成比)については」示さず、「各エネルギー源の位置付けを踏まえ、原子力発電所の再稼働、固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギーの導入や地球温暖化問題に関する国際的な議論の状況等を見極めて、先行きがある程度見通せると判断された段階で、速やかに示すこととする。」と先送りしています。「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより可能な限り低減させる。」と、「原発ゼロ」の民意に配慮したような表現にはなっていますが、低減先の目標は「原発ゼロ」ではないのです。「その方針の下で、我が国のエネルギー制約を考慮し、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の維持の観点から、必要とされる規模を十分に見極めて、その規模を確保する。」と明記されていることから、「ゼロ」ではない規模を確保するとしています。

そして、「世界で最も厳しい水準の新規制基準の下で原子力規制委員会によって安全性が確認された原子力発電所について再稼働を進める。」とし、原子力規制委員会が安全性を確認すれば、政府の

責任で即座に再稼働させると主張しているのです。外国から評価されるのであればともかく、原発3基で同時に炉心溶融事故を引き起こし、未だに収束できず、廃炉のめども立たず、原発が全面停止している国で、自ら「世界で最も厳しい水準の新規制基準」だと言っても一体誰が信用するのでしょうか。原子力ムラへの不信感、それと一体になった原子力規制当局への国民の不信感を軽く見ているのが明らかです。国民を馬鹿にしていると思えませんか。

電力会社は、フクシマ事故を顧みず、運転歴30年未満の全加圧水型原発12基を再稼働申請し、東京電力は事故処理中であるにもかかわらず、経営再建のため柏崎・刈羽原発6・7号(ABWR)の再稼働を申請しています。再稼働できれば電気料金を値下げするが、できなければ値上げするとの条件付です。何をか言わんやです。今後、30年未満の沸騰水型原発でも、島根2号や女川2号を手始めに再稼働申請が目論まれています。表5のように、当面、運転30年未満の原発30基約3,000万kWの再稼働が争点になります。

フクシマ事故は汚染水の海洋流出問題を中心として全く収束していません。東海・東南海・南海地震は差し迫っており、全国各地でM7クラスの内陸地震も頻発しています。地震・津波を契機とする原発震災の危険はかつてなく高まっています。原発の「耐震設計」は脆弱なままで、炉心溶融事故の発生を防げなかった後の対策や避難対策が強化されているだけです。原発地震の耐震性は何も変わってはいません。1基たりとも再稼働を認めず、「原発ゼロ」へ進むことが求められています。

電力会社は焦っています。たとえ何基かを再稼働できたとしても、新增設できないまま、「40年運転で廃炉」の原則が適用されれば、表5や図1のように、2030年には2,100万kWになります。

「エネルギー基本計画への意見」には、原発のリプレイス(建替え)や新增設についての記述がないことから、自民党の電力安定供給推進議員連盟(会長・細田博之幹事長代行、142人)は2013年12月17日、政府が年明けに閣議決定するエネルギー基本計画の中で、原子力発電所の新增設や建替えの必

表5. 2013年末現在の原発と40年後の状況(福島原発全基廃炉を仮定)

原発名	型式	出力 万kW	運転開始 年月日	40年後 年月日	累計	
					基数	万kW
敦賀1号	BWR	35.7	1970/3/14	2010/3/14	44	4001.6
美浜1号	PWR	34.0	1970/11/28	2010/11/28	43	3965.9
美浜2号	PWR	50.0	1972/7/25	2012/7/25	42	3931.9
島根1号	BWR	46.0	1974/3/29	2014/3/29	41	3881.9
高浜1号	PWR	82.6	1974/11/14	2014/11/14	40	3835.9
玄海1号	PWR	55.9	1975/10/15	2015/10/15	39	3753.3
高浜2号	PWR	82.6	1975/11/14	2015/11/14	38	3697.4
美浜3号	PWR	82.6	1976/12/1	2016/12/1	37	3614.8
伊方1号	PWR	56.6	1977/9/30	2017/9/30	36	3532.2
東海第二	BWR	110.0	1978/11/28	2018/11/28	35	3475.6
大飯1号	PWR	117.5	1979/3/27	2019/3/27	34	3365.6
大飯2号	PWR	117.5	1979/12/5	2019/12/5	33	3248.1
玄海2号	PWR	55.9	1981/3/30	2021/3/30	32	3130.6
伊方2号	PWR	56.6	1982/3/19	2022/3/19	31	3074.7
女川1号	BWR	52.4	1984/6/1	2024/6/1	30	3018.1
川内1号	PWR	89.0	1984/7/4	2024/7/4	29	2965.7
高浜3号	PWR	87.0	1985/1/17	2025/1/17	28	2876.7
高浜4号	PWR	87.0	1985/6/5	2025/6/5	27	2789.7
柏崎刈羽1号	BWR	110.0	1985/9/18	2025/9/18	26	2702.7
川内2号	PWR	89.0	1985/11/28	2025/11/28	25	2592.7
敦賀2号	PWR	116.0	1987/2/17	2027/2/17	24	2503.7
浜岡3号	BWR	110.0	1987/8/28	2027/8/28	23	2387.7
島根2号	BWR	82.0	1989/2/10	2029/2/10	22	2277.7
泊1号	PWR	57.9	1989/6/22	2029/6/22	21	2195.7
柏崎刈羽5号	BWR	110.0	1990/4/10	2030/4/10	20	2137.8
柏崎刈羽2号	BWR	110.0	1990/9/28	2030/9/28	19	2027.8
泊2号	PWR	57.9	1991/4/12	2031/4/12	18	1917.8
大飯3号	PWR	118.0	1991/12/18	2031/12/18	17	1859.9
大飯4号	PWR	118.0	1993/2/2	2033/2/2	16	1741.9
志賀1号	BWR	54.0	1993/7/30	2033/7/30	15	1623.9
柏崎刈羽3号	BWR	110.0	1993/8/11	2033/8/11	14	1569.9
浜岡4号	BWR	113.7	1993/9/3	2033/9/3	13	1459.9
玄海3号	PWR	118.0	1994/3/18	2034/3/18	12	1346.2
柏崎刈羽4号	BWR	110.0	1994/8/11	2034/8/11	11	1228.2
伊方3号	PWR	89.0	1994/12/15	2034/12/15	10	1118.2
女川2号	BWR	82.5	1995/7/28	2035/7/28	9	1029.2
柏崎刈羽6号	ABWR	135.6	1996/11/7	2036/11/7	8	946.7
柏崎刈羽7号	ABWR	135.6	1997/7/2	2037/7/2	7	811.1
玄海4号	PWR	118.0	1997/7/25	2037/7/25	6	675.5
女川3号	BWR	82.5	2002/1/30	2042/1/30	5	557.5
浜岡5号	ABWR	138.0	2005/1/18	2045/1/18	4	475.0
東北・東通1号	BWR	110.0	2005/12/8	2045/12/8	3	337.0
志賀2号	ABWR	135.8	2006/3/15	2046/3/15	2	227.0
泊3号	PWR	91.2	2009/12/22	2049/12/22	1	91.2
島根3号	ABWR	137.3	建設中	—	—	137.3
大間	ABWR	138.3	建設中	—	—	275.6

注：2013年末現在、再稼働申請が出ているのは表1に太字で示したように、1984年以降運転を開始した運転歴30年未満の全PWR原発12基(直下に活断層が認定された敦賀2号を除く)とABWRの柏崎刈羽6・7号の2基だけである。残る運転歴30年未満のBWR15基(うち2基がABWR)は未申請だが、島根2号を皮切りに申請が目論まれている。

電力会社は当面、30基、3000万kW程度の再稼働を念頭に置き、国民の世論が「原発ゼロ」から緩和した頃に新增設やリプレースを持ち出そうとしているように見える。その意味では、今回のエネルギー基本計画では「基盤となる重要なベース電源」と位置づけ、「原発依存度は、可能な限り低減」として国民世論に配慮し、当面は運転30年未満の原発の再稼働に全力を挙げ、「原子力規制委員会によって安全性が確認された原発は再稼働を推進」と謳って原子力安全への信頼回復と幻想をあおり、「必要とされる規模を十分に見極めて、その規模を確保する」と明記して新增設・リプレースの可能性を残したのである。

それでも「運転40年で廃炉」の原則を厳格に適用すれば、2030年には20基2100万kWになるため、それまでには新增設・リプレースで巻き返そうとしているように見える。この間に電力市場の完全自由化や発送電分離などが進むため、それに対応した新たな原発優遇策をとらなければ原発新增設は経済的に立ちゆかない。そのための法整備を含めて新たな原発推進攻勢が目論まれており、原発再稼働を阻止できるかどうか当面最大の課題となっている。

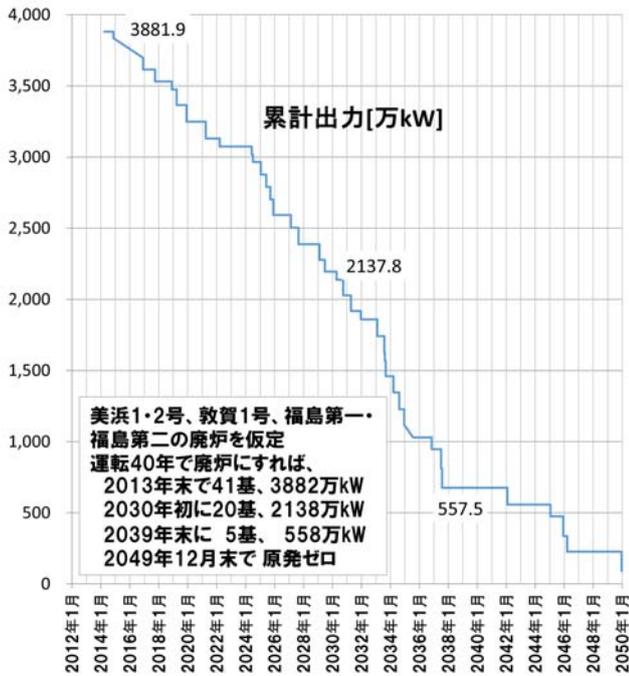


図1. 40年運転で廃炉にした場合の原発容量推移

要性を明確に打ち出すように求めています。国内で建設中は島根3号と大間の2基、新增設候補地は福島第一7・8号と浪江小高が消えましたので、上関1・2号、敦賀3・4号、東電の東通2号の5基です。再稼働阻止とともに、これらの運転・建設を阻止することが、原発ゼロへ進む上で不可欠です。

第一義に使用済み核燃料対策が

「エネルギー基本計画への意見」では、「核燃料サイクルの着実な推進」を掲げてはいますが、その中でも「使用済み燃料対策」を第一義に挙げています。その一環として、高レベル放射性廃棄物最終処分場の立地対策と直接処分など代替処分オプションに関する調査・研究に重点を置いています。

いつまで経っても最終処分場の選定が進まない公募方式をやめ、国が前面に立って「科学的により適性が高いと考えられる地域を示す」とし、処分地の候補であることを関係自治体の上から押しつけ、飲ませようとしています。地震国・火山国である日本に地層処分に適したところなどありません。国が前面に出て、地域住民に押しつけることによって、使用済み核燃料の問題が解決するとは考えられません。すでに発生した使用済み核燃料を含めて、この問題に対処するためには、まず、使用済み核燃料をこれ以

上生み出さないこと、そのために原発ゼロを打ち出し、脱原発社会への政策の中にこの問題を位置づける以外に解決への道を示すことはできません。

また、六ヶ所の使用済み核燃料プールが満杯状態で、原発サイトのプール貯蔵容量にも余裕がなくなっている状況下で、「意見」では、「使用済み燃料の貯蔵能力の拡大を進める。具体的には、発電所の敷地内外を問わず、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら、中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進するとともに、そのための政府の取組を強化する」としています。原発の運転のためには、使用済み核燃料のプール外への搬出先が必要であり、これを確保しようとしているのです。今ある使用済み核燃料ですらどうしようもない状態なのに、問題を先送りして、さらに増やそうとしているのです。このような無責任なことは断じて許せません。中間貯蔵施設の立地・建設など使用済み核燃料の貯蔵能力増強策に反対し、原発停止へと追い込みましょう。

高速増殖炉開発は放棄、 プルトニウム利用はプルサーマルで

「意見」では、現行の核燃料サイクル路線である高速増殖炉の開発・実用化については放棄し、「高速炉」開発へ軌道修正しています。高速炉による「放射性廃棄物の処理・処分の安全性を高める技術等の開発を推進」し、核燃料サイクルは、「放射性廃棄物の減容化・有害度低減」を目的に「引き続き着実に推進する」というのです。「引き続き着実に」というのは路線転換を認めたくないからでしょうが、ズルズルと、これまで通りに、1兆円以上投じた高速増殖炉原型炉「もんじゅ」に引き続き毎日5,500万円もの巨額を投入し続けるのは許せません。もんじゅについては、「研究計画に従い、高速増殖炉の成果のとりまとめ等を実施」し、稼働後5年程度の運転での取りまとめを行うとしています。が、「研究とりまとめのために炉心溶融・小規模「核爆発」(即発臨界)事故を起こしかねない超危険なもんじゅを動かすなど認められません。即刻廃炉にすべきです。

プルトニウム利用について、「意見」では、高速増殖炉開発を掲げることができなくなったため、高速

増殖炉実用化までのつなぎに過ぎなかった「プルサーマル」の推進を挙げています。「六ヶ所再処理工場の竣工、MOX燃料加工工場の建設、むつ中間貯蔵施設の竣工等を着実に進める」としており、再処理路線を放棄してはしません。しかし、すでに、国内外に44.3トンものプルトニウムを保有しており、六ヶ所村再処理工場を稼動すれば、さらに毎年8トンのプルトニウムが抽出されることとなります。プルサーマルだけでは到底処理できないし、石油ストーブにガソリンを入れて燃やすようなものであり、危険極まりないものです。六ヶ所再処理工場を閉鎖し、すでにある保有プルトニウムは高レベル放射性廃棄物と共にガラス固化するなど核拡散抵抗性の強い形態にして保管すべきです。

石炭は「優れたベース電源」、技術輸出も

「意見」の中で見逃せない代替電源が石炭火力です。石炭は化石燃料の中で燃料コストが安価なため、「優れたベース電源」と位置づけ、推進しようとしています。ただし、石炭は化石燃料の中でも温暖化ガスの放出量が一番大きいことから、高効率化の技術開発をおこなうとしています。これにより、新興国の温暖化防止に寄与するとして、高効率化技術のインフラ輸出を狙っています。具体的には、石炭をガス化することで蒸気タービンにガスタービンを組み合わせた発電IGCC(石炭ガス化複合発電)と、CO2回収・貯留(CCS)技術の組み合わせですが、後者はまだ研究段階に過ぎず、前者だけでは従来の石炭火力の発電効率約42%に対して48~50%程度ですので、下手をすれば温室効果ガスを増やす結果につながりかねません。より低効率な石炭火力に置き換わるだけなら、まだしも、石炭火力増設で電力浪費構造が助長されたり、電力消費削減や再生可能エネルギーの普及が妨げられる結果につながる可能性もあります。

電力システム改革断行、再生可能エネルギーの推進

電力システム改革については、「電力システムに関する改革方針」に則り、「2018年から2020年を目途に完結」することを目指すとしています。しか

し、送配電網が電力会社によって所有され、電力市場が今の地域独占のままでは、送電網への接続が制限されたり、託送料金が電力会社に都合良く設定されたりします。発電が自由化され、大口電力市場が自由化されながら新電力の参入が伸び悩んでいるのはそのためです。北海道などで風力発電などの計画があっても進まないのはそのためです。これを打開するには、発送電分離を徹底して進める必要がありますが、現状では法的分離(発電、送配電、小売りの分社・持ち株会社化)のあとの送配電網の中立的な公的管理は保証されていません。

再生可能エネルギーについては、「今後3年程度」に「導入を最大限加速」するとしていますが、そのためには発送電分離を徹底させ、送電網の公的管理を保証する必要があります。

電力システム改革が徹底して進むと、建設費の高い原発は競争力が失われ、維持できなくなります。それは、電力会社も認めており、あらゆる手段を使って妨害しようとしてするでしょう。日本経済団体連合会の21世紀研究所は2013年11月、「原子力事業環境・体制整備に向けて」を発表し、電力自由化の下で原発を維持するための政策を提言しています。

すなわち、原発を「公益電源」と「競争電源」に分け、公益電源となる原発には、廃止される総括原価方式に替わり、①国による債務保証、②ストライク・プライス制(価格を決めて市場価格がそれ以上の場合は余剰分を払い、未満の場合は不足分を受け取る方式で、英国の原発新設で導入されようとしている)、③送配電会社又は卸電力取引所が、原発による発電電力の一定量を常時調達する契約を結ぶ。他方、競争電源となる原発には、安全規制を含む諸規制の変更に伴って回収できなくなった逸失利益を資産として計上し、その償却費用(スランデッド・コスト)を託送料金等から回収する仕組みを用意する。要するに、電力消費者や国民の負担の下、原発優遇策を導入せよと言っているのです。

原発再稼働中止と再生可能エネルギー大幅拡大を求め、「原発依存」のエネルギー政策を「原発ゼロ」へ転換させましょう。電力完全自由化と発送電分離・公的管理を実現し、脱原発社会を築きましょう。

